

第4回新庁舎建設に関する調査特別委員会記録

- 日 時 令和3年1月20日（水） 午前9時30分開始 午前11時30分閉会
- 場 所 知覧庁舎本館2階 委員会室
- 議 題 新庁舎建設について
- 出席者 委員長 吉永賢三
副委員長 山下つきみ
委員 西山一 取違博文 上赤秀人 大倉野由美子 米満孝二 大倉野忠浩
鮫島信行 日置友幸 川畑実道 内園知恵子 西次雄 今吉賢二
菊永忠行 蔵元慎一 竹迫毅 浜田茂久 松久保正毅 加治佐民生
議会事務局長 菊永隆信
書記 松山啓志 川崎弘一郎 福永ひとみ 尾辻圭市

【会議の概要】

委員長：第4回の新庁舎建設に関する調査特別委員会を始めたい。最初に前回の委員会のときに出水市のことについて竹迫委員から執行部に対する質問があったので、事務局に説明をお願いしたい。

事務局長：資料1，資料2について、竹迫委員から出水市役所の太陽光発電についての確認をしていただきたいということで資料として提供されている。出水市については、庁舎建設の基本構想の中に「人と地球環境に優しい庁舎として、自然環境を守り育てる意識を高めるような庁舎づくりを進める」という表現での構想になっている。また、基本設計の中に「そのために太陽光発電，自然採光及び自然換気，地下水の空調や雑用水への利用，木材の活用などにより，人と地球に優しい計画とします」とある。この太陽光発電も庁舎建設とあわせて設置したという内容である。

建設費用については、4,353万8千円。出水市については合併特例債が使えたので、充当率が95%，交付税措置が70%で、一般財源を217万7千円充当している。総電力使用量に占める発電量割合は、平成30年度からの経緯を示してあるが、令和2年度についてはパワーコンディショナーを修繕したため、令和元年度に比較して発電量が上がっているという資料である。

資料2については、伊佐市も庁舎建設に取り組んでいるが、事務所の位置を定める条例の改正はいつか確認していただいた。改正の時期については、既に基本構想・基本計画，基本設計，実施設計はできており，令和3年度から庁舎本体工事に入るということで，ここで予算の上程時期を見込んでいる。今年度3月定例会で多分上程されると思う。しかし伊佐市についても，他自治体から伺ったところでは，より早い段階での上程をしているところもあり，市民や議会の理解を十分に得られた上で，早い段階での上程が可能であれば，事業の推進に大きく寄与するものであると

思うとの所見もいただいている。位置条例の改正の時期は、各自治体で違う。各自治体の考えで、それぞれの時期に上程しているので、伊佐市については工事に入る前に上程する予定である。これを踏まえての議論に入っていただきたい。

委員 長：局長から説明をいただいたが、資料については、説明ということでよいか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員 長：続いて、会次第に基づいて協議をしていきたい。前回の委員会でいろいろな協議をし、最後に御意見を出していただいたが、基本構想や基本計画が示されていない中では、大変重要な新庁舎の位置条例について判断できないという御意見が多かったと思う。また、位置条例について市民の意見を盛り込んだ基本構想・基本計画を策定し、市民の理解が深まった時点で上程すべきではないかと考えている。このことを特別委員長名で市長へ申入れたいと考えている。

また、委員長、副委員長で協議をした中で、いろいろなご意見で調査をしていくのも大事であるが、最後のまとめのほうで、位置条例についても議員間で協議がなされていないということで、今日はその点も含めて会次第にあるように協議をしていきたい。この特別委員会は、建設に関しての賛否ではなくて、あくまでも新庁舎建設に当たるいろんな調査をして、皆さんで議論する場だと思う。それを踏まえて今後この会を進めていきたいと思うがよいか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員 長：調査項目については、その他でここを調査したらどうかという御意見を出していただければ、皆さんで決めていきたいと思うので、そのようにさせていただきたい。

1. 庁舎の位置条例を改正する議案の上程について

委員 長：条例の位置を改正する議案の上程について、特別委員長名で市長に申入れをしたと思うが、それでよろしければ案をつくっているがどうか。

日置委員：申入れについては内容だと思うが、何を申し入れたかについて、原文のまま、市民の皆様に公開する必要があると思う。

委員 長：申入れを出した後、ウェブ上で公開が必要ということだが、それでよいか。

浜田委員：本題に入る前に、委員長に心構えだけは持っていただきたい。まず、新庁舎ができて知覧の庁舎は壊すという方向であるが、壊れた場合に、知覧町の商店街の有り様はどうなるかということも政治的な課題であるので頭に入れていただきたい。経験から話す。穎娃町の庁舎が郡麓にあった。庁舎が移転した。商店街は全てシャッター街になって、全部の店主は店を閉店したら閑古鳥が鳴いて誰1人も通らない。猫の子1匹通るぐらいの町になる。今、この知覧町を考えた場合に、知覧の商店街はそのことが連想される。私は実態を見ているから。ここの庁舎が無くなった場合は、知覧の商店街は全滅である。この方々の死活問題もあるので、軽々に人の

死活問題まで考えずに政治判断することは、罪を作ることだから、そのことだけは委員長は頭に入れて、執行部のリードに乗らないように、市民の立場はどうかということ責任ある立場に座っているから、それだけは心構えてやるべきだと。

委員長：ご意見については、特別委員会を立ち上げた時に、ここで建設をする、しないではなくて、振興策もいろいろな意見も出されているので、そこもしっかりと見極めた中で、執行部から提案されるままを言っているわけではなくて、この場は議論する場なので、その意思も踏まえて私はこの場に籍を置いている。御理解いただきたいと思う。御意見として十分受け賜る。

日置委員の先ほどの件で、申出を皆さんの同意を得て提出した場合は、それをウェブ公開するということによいか。

蔵元委員：公式に出すものを隠す必要は何も無い。そのまま情報を伝達する方法がいろいろあると思うので、それですればいいと思う。

大倉野(由)委員：今の話は分かったが、前回から浜田委員の発言にもあるように、それが極めて大事だと私は思う。それと加えて、位置条例を変える際の地方公共団体の事務所の設置また変更ということでは、地方自治法の第4条にそのことが書かれている。事務所の位置を定め、または変更するにあたっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公庁との関係などについて適当な考慮を払わなければならないという項がある。全市民が庁舎を使うに当たって、便利な、交通面での配慮なども大事だと思うので、それはぜひ。

委員長：大倉野由美子委員、今、私が皆様に協議で意見を求めているのは、位置条例を3月に出す予定だったが、それが先送りになるかもしれないという前回の総務課長の説明があった。1番目の会次第においては市長に基本構想・基本計画もまだ進まないままに位置条例を出す、出さないは分からないので、特別委員会として申入れの文書を出したいと思うが、それでよいかという協議なので、その部分に絞って意見を言っていたきたい。今、言われた意見も大事である。それは前回も言われているし、皆さんも思っているので、それはしっかり会議録に残っている。皆さんにお諮りしたいと思うが、その意見書を出すということによいか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長：それでは、案を皆様に配るので、確認していただきたい。しばらく休憩します。

(休憩 案配付、案確認)

委員長：再開します。目を通していただいたと思うが、御意見をいただきたい。

西委員：1番最後の後段、下から2行目。「市民の意見等を十分に盛り込んだ基本構想・基本計画は策定された後に上程されるよう」という文言は非常にいいと思う。市民の意見等を十分に盛り込んだ基本構想・基本計画、非常にいいことである。後にもう

一言あってもいいと思う。というのは「市民の理解を得た後に」とか、そういう文言は駄目かと感じた。

竹迫委員：市民の理解をとると、どういうふうに理解しているかの判断は極めて難しいと思う。住民投票するのか、しないのか。そのようなことになってくるのではないか。そこは必要ではないのではないかと思う。市民の代表で検討委員会なども経てきているので、そこは要らないのではないかと思う。

大倉野(由)委員：前回から様々意見があった。市民の意見を寄せるということで、アンケートとかワークショップを求める文言がある。西委員の意見はとても大事な観点だと思った。市民の理解を得るといってそこが大事だと思うので、アンケートのとり方、具体的には市民の有権者でも何割ぐらいのアンケートをとるとかを含めてここに書いて置けば、それは一定の市民の理解も集約ができることにはならないか。

委員 長：まとめた中で発言をしていただきたい。

大倉野(由)委員：ここに市民アンケートと書いてあるが、説明としては市民の過半数と言わずとも大方その判断ができる数のアンケートを集めるというような。申入れをされるわけで、市民の理解を得なくてもいいという竹迫委員の御意見などを。

委員 長：そういうことではなくて、文章の中に市民の理解をという部分を西委員は入れたほうがいいと、竹迫委員は上段に「市民検討委員会やアンケート、ワークショップ、パブリックコメント等により市民の意見を盛り込んだ基本構想・基本計画を策定しながら市民の理解が深められた時点で議案を上程する」という文に入っているの、下には要らないのではないかというご意見の二つである。

川畑委員：西委員がおっしゃったとおり、「市民の理解を得た後」ということをしっかりと入れたほうがいいと思う。その訳としては2段目のところで、「委員の中から市民アンケートやワークショップ、パブリックコメント等により市民の意見を盛り込んだ基本構想・基本計画の作成をしながら、市民の理解を深めた時点で議案を上程する」とある。だから、ここの意見、我々の考え方を、下のところにもしっかりと入れるべきではないかと考える。

加治佐委員：この文章の中段で市民アンケートという欄もある。最後のところで市民の意見等を十分に考慮したとか、反映したとか、そういう文章でよいのではないかと思う。

浜田委員：なぜ庁舎を建設するのか。市民のためにするものである。市民の意見も聞かずに、どうでもいいようなという意見は慎んでもらいたいと発言しておく。これは未来永劫記録として残っていくので、市民のための庁舎を造るので、市民の声を十分汲み上げたうえで決定するべきものである。西委員の言われたのは正論である。

委員 長：今、この文章の上にも十分盛り込んだ部分は入っているという意見と、西委員と川畑委員のほうからは、やはりそれが入っていても、この下にこのようなことから事務所の位置を定める条例の条例改正議案については市民の意見等を十分盛り込んだ基本構想・基本計画が策定された後、さらに市民の理解が得られた上で上程を申

し入れるというのを入れたほうがいいんじゃないかという御意見なので、その争点をずれないで、ご意見を出していただきたい。

日置委員：西委員の意見に賛成で、基本計画が策定された後に市民の理解をというような文言を入れるべきだと思っている。理由としては、この文章は五つの段落から構成されていると思う。この争点として、三つ目において市民の理解を得るという文言が出ているのではないかと、十分なのではないかとという部分だが、3段落目の第3回から始まる文章の語尾は、「意見が多く出されたところであります。」である。意見が多く出されたからどうするのかということについて5番に記されている。文章構成としては1, 2, 3番で委員会を立ち上げてこういう話し合いをした。4番目の段落で、位置改正条例はこういう重要な議案だ。5番目で結論としてこうするべきだという文章構成になっていると思った。3番に書かれている部分はこういう意見が多く出たという内容である。5番目に改めて書くことによって、その内容が申入れ内容であるということがより明確になると思う。よって5番目に入れるべきだと考える。

事務局長：この案については事務局と正副委員長と議長を交えて案として文書を作った。中段に市民の理解が深められた時点で議案を上程するのが適当ではないかという意見があったということで、ここには住民の理解を深めた時点ですべきという意見であるが、最後にこの前の説明資料の工程表の中に、基本構想・基本計画の策定と並行して市民説明会をするという説明があった。その市民説明会をした上で、基本構想を作っていくので、当然、市民説明会をして、市民に理解を求めて、市民説明会の中でもいろいろな意見があるものを構想に盛り込むという説明だったと思っている。市民の理解が十分深められた時というのは、竹迫委員がおっしゃるように、どの時点になるのかというのは非常に判断が難しいということで、このように簡潔に書いた。市民の理解はどこまで深められた、どこで判断するのかということにならないか。総務課長の説明では市民説明会をして、その意見を盛り込んで最終的に策定するという事なので、策定後であるから、状況によっては実施設計前に上程するかもしれないし、伊佐市のように工事発注前にするかもしれない。だから、前回、基本構想ができていないのに判断はできないというご意見が多数であったので、基本構想・基本計画が作成された時点でそれ以降に出してくださいという表現をしたつもりである。これで意図が伝わるとは思うが、意見があったので、「市民の理解を十分得た時点で」というのを入れ込むのは、皆さんの意見が多数であれば問題はないと思うが、そのように理解をして、そのように協議して案として作っている。また、御意見をいただければ。

竹迫委員：市民の理解を、というのは100%理解を得ることは絶対できないことだと思う。そこまでいったら、執行部も身動きできないのではないかと思う。そういう意味で、これでいいのではないかという意見である。

委員長：今、二つの争点は出ている。そこは十分踏まえた上で皆さんご意見を言っているから、そもそも論のところ、文章の中に最後に入れるか入れないかと、判断材料をここでするのではなくて、文章がやはり大事であるということで、今、協議をしている。上のほうで盛り込んで、先ほど局長からあったようにしているので最後に要らないのではないかというご意見と、やはりそれであっても、文の中で最後にはこの申入れということで、先ほど最後に日置委員が言ったようにこの言葉は入れたほうがいいのではないかという二つの意見である。

竹迫委員：さっき言ったように執行部だけが身動きできないのではなくて、我々議会のほうにも縛りがかかってくると思う。全てが理解することは絶対できないと思う。そういうことで、このような文章でおいたほうがいいのではないかと思う。

大倉野(由)委員：最後のくだりの市民の意見を十分に盛り込んだというこれを当局側がどう受けるのかと思う。市民の意見を具体的にどう集約をするかという点で、そのアンケートのとり方などを改めてここで書いたほうがいいのではないかと、先ほどの意見だった。だから人口比、有権者比に対してどのくらいなのかなどをここで検討しながら、せめてそのぐらいの意見を集約して具体的なことを申入れたらいいか。

委員長：そもそも論でもう1回言う。新庁舎の位置を定める条例の改正を議案に出される前に、こういった状況なので特別委員会として申出をするという皆さんの御理解をいただいた。総務課長が前回の説明の中でアンケートはいろいろな世代からいろいろな方にアンケートをとって、それも踏まえて平行して基本構想と住民説明をしていくと説明している。竹迫委員は全理解をとというのは判断材料としては縛りがあるので、その文章は要らないのではないかという御意見。市民の方々の機運で庁舎建設の部分も必要だということで、西委員、日置委員もここにそういうところも含めた上で、位置条例の上程をしていただきたいという文章で申入れをしたらどうかという協議をしているので、アンケートでどこまでとか、どこまでの数字を入れる必要は無いと思う。

ある程度意見が出された。上の段と重複するが、先ほど日置委員が言われた「基本計画が作成された後、市民の理解を深めた上で上程されるよう申し入れるものであります。」という文章を入れたほうが良いという方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

委員長：10人ということで今の文章でよいか。

蔵元委員：策定された後にもう1回するのかと受け取られると、それは違うと思う。同時進行になると思う。この後にもう1回しないといけないのかと受け取られると困るので、その書き方はよく考えていただきたい。

事務局長：結論としては盛り込んだほうがよいという方が多数だったので、その表現をどうするかに議題が移っていると思う。後段の2行目のところから、「市民の意見等を十

分に盛り込んで、市民の理解が深められた基本構想・基本計画が作成された後に上程されるよう申し入れるものであります。」でいかがか。

日置委員：私は西委員が言った、「計画が策定された後に、広く市民の理解を深める」がいいと思っている。理由としては、基本構想・基本計画を策定した後も市民説明会をするべきだと考えている。なぜならば、住民アンケートは恐らく3千名程度、ワークショップで参加するのは10人から15人、パブリックコメントといっても難しくほとんど機能していないのが現状。これらを鑑みるに全市民がオープンにしっかりと内容を理解する場というのは市民説明会以外ないのではないかという考えである。そうなれば基本構想・基本計画の後に、改めて御理解をいただくための説明会をするべきだと私は考えている。よって基本構想・基本計画がなった後にというのが大事だと思っている。

委員 長：この位置条例の改正案というのは自治体で決めることであって、それをいつ出すか、早めに出さない部分での申し出だと思う。今、日置委員、西委員が言われた意見があるとしても、特別委員会をずっと継続するので、そこらは十分踏まえた上で、おかしいところはまたできると考える。最初でいろいろな文章を入れると、締めつけではないが、まだ始まってない部分を議会側から提言するのもどうなのかなと。そういう部分は全協の要請もできるし、今、あくまで前回のタイムスケジュールが出された中で、総務課長もいろいろアンケートをしながらも進めていくと。しないとは一言も言っていないので、その辺は意見として今後出せると思う。今回最初のところでがちがちではなくて、やはり位置条例案を出す場合は、こういったところを議会としては求めるという意見書でいいと思うが、それでよいか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員 長：基本構想の前に「市民の理解も深めた上で」という文章でよいか。

事務局 長：策定されてから市民説明会をするとは私は受け取っていない。総務課長の説明では、まず原案を職員が作って、市民の策定委員会を入れながら、ある程度出来た時点で並行しながら市民説明会をして、その市民説明会でいろんな意見が出たのを盛り込むという説明を受けたと理解している。十分に市民説明会もして、市民の意見も十分に盛り込んだ基本構想が出来た後なので、先ほどの案としては市民の意見等を十分に盛り込んで、市民の理解が深められた基本構想・基本計画が策定された後に上程されるようという表現でいかがかということである。

蔵元委員：合併推進債を利用して造るとしたら、それなりの期限の中でしないといけないので、そういった方向性で進まない間に合わなくなると思う。基本構想を策定しながら住民の理解を得られると執行部も考えていると思う。またそこから、こういうのが出来ました、市民の皆さんどうですかという時間があるのか。この計画から見るとそれは難しいのではないかと思う。この意見書としては一緒に進めてください、ちゃんとしてやってください、ということで執行部に伝えればいいのかと思う。

委員 長：最後のほうに、「十分に盛り込んで市民の理解が深められた基本構想・基本計画が策定された後、上程されるよう申し入れるものであります。」でよいか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員 長：では、このような文章で決裁を受けた上で、市長に提出したいと思うが、よいか。

日置委員：今の論点以外でもよいか。

委員 長：この位置条例の申入れの文章のことであれば。

日置委員：3段落目の2行目から3行目にかけて、委員の中から市民アンケートやワークショップ、パブリックコメント等とあるが、住民説明会もやるということであれば「住民説明会」という言葉も入れてそのあとに「等」がきてもいいのではないか。

委員 長：日置委員の意見については、それでよいか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員 長：住民説明会も入れるということで。総務課長もいろいろなところを調査しながら住民説明会やいろいろな部分も同時進行だが、何もしないで進めるわけではないという説明もあったので、そこも含めた上での申出なので、そのように御理解をいただきたい。では、位置条例の議案上程に関してはこれでよいか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

2. 基本構想・基本計画の関連予算について

委員 長：2番目の基本構想・基本計画の関連予算について議論したい。前回の特別委員会で示された新庁舎スケジュールの中で、令和3年度から基本計画・基本構想の策定をすることが示されている。3月議会では関連予算が当然上程されると認識している。これについて、皆様もそのような認識でよいか。基本構想・基本計画を策定するために、1月から係長が一人配属されて、8日の特別委員会に出席している。今後、関連予算は当然出てくる。新庁舎を造る、造らないの賛成・反対ではなくて、新庁舎建設に向けて執行部は出してくる。これを通したから新庁舎ができるわけではない。そういう認識のもとで3月定例会に関連予算が出されるので、確認という意味で、2番目に入れたが、それでよいか。

蔵元委員：よいかというのは、皆さん、それは理解した上で賛成しているかという確認か。それは返事でいいのか。

委員 長：そうです。そもそも皆さんいろいろな御意見があるので、そこは意見を求めるのではなくて、そういう認識で、総務課長が言っているので、その認識の確認はしたいと思って協議に入れている。2番目についてはこれでよいか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

3. 新庁舎の位置について

委員長：3番目の新庁舎建設の位置について議論したい。新庁舎の在り方及び新庁舎建設等の市民検討委員会で、新庁舎の位置については、知覧農業振興センターが望ましいという提言が出されている。この件については議会としてはこれまで議論したことがない。今までの市民検討委員会等の資料も、内部検討委員会の資料も位置に関しては、皆さんに配付しているので、議論をしたほうがいいと思っている。その参考資料をもとに、建設に賛成、反対ではなく、出された提言が望ましいのか。交通面とかの御意見や振興策などの意見もあると思うが、それは別として、位置の部分については皆さんがどのような意見や認識をしているか出していただきたい。

西委員：建設の位置については、平成24年の検討委員会の中で示されて、そこが1番いいだろうということで提言を受けて、現在に至っている。議会の中では議論したことは1回もない。そういう意味でいえば、私は議会の中でもいろいろ意見を出して、意見交換をしたほうがいいと思っている。私見で言うと南さつま市は、耐震をするに当たって、全分庁に議会や総務も含めて全て耐震が終わるまで分庁方式でやった。本当に知覧農業振興センターがいいのか、あるいは今ここにある庁舎を全部壊して新しいものを上に立ち上げれば、敷地も広くなり、駐車場も広くなるかなと思ったりもする。そういう議論もあっていいと思う。

委員長：西委員のほうから、新庁舎建設もだが、分庁方式もいいのではないかと。南さつま市が耐震改修する時に今まであった庁舎を使った上で、分庁方式の機能というのはすごくよかったのではないかなという御意見でよいか。

西委員：いや。新しい庁舎を造るのであれば、僕はここに造ってもいいのではないかと。工事の間は分庁に全部配置して、ここを全部解体して新しいのを建設する。例えば、川側に3階建てを4階建てを造ってもいいのではないかと。そういう議論をしても、悪くはないのかなという意見である。議論をするべきじゃないかと、議会で1回もしたことはない、そういう意味で発言した。

大倉野(由)委員：庁舎の在り方市民検討委員会の中で出ていたが国の機関が近場にある。国の施設と一緒にするような可能性がないのか、そういった議論の結論が出たような方向での報告であった。その後、時期が随分経っているが、隣の税務署とかとの兼ね合いで一緒に合同的な庁舎が出来ないのかも含めて、それらの研究、検討はあってもいいと思う。

川畑委員：今までのこの検討委員会、市民の代表の方がいろいろ話合いをしてきた、この主張を尊重すべきかなと。ここを壊して、ここに新しく造ると解体費用は知覧庁舎で3億円程だと思う。造るとなると非常に余計なお金もかかる。新しいところにきっちと市民が立派だなあ、いいなあと思うようなものを造っていく必要もあるのではないかと。造るのであれば。私はそこが大事かなと思う。

事務局長：これまでの市民検討委員会，内部検討委員会，全員協議会の資料をファイリングして御手元に配付をしている。今の議論で参考になるのが庁舎建設内部検討委員会の資料の42ページである。場所についてはこれまでも市民の検討委員会，内部検討委員会，建設委員会の中でも10年来協議をしてきた。いろいろな場所を選定するに当たっては，いろいろな情報を集めて，デメリット・メリットを比較しながら，客観的に総合的に検討してきた経緯がある。

現知覧庁舎に造るとなると，解体費は参考までに1億2,000万円程度で積算している。解体費用，敷地面積，メリット・デメリット，交通の状況とかいろいろな情報がある。これを踏まえて提言はされていると思う。このようないろんな資料をもとに，議員の皆さんが位置については，建設する，しないは別にして，場所については，これまで議論の場がなかったので，どう考えるかという委員長の提案である。

加治佐委員：平成29年の資料に，南九州市の人口の重心点は霜出近辺とある。地理的中心は中福良とある。西委員の意見も貴重ないい意見だと思うが，やはり人口の中心点，地理的中心点ということを考えたら，現在のこの計画している知覧農業振興センターは無難ではないかと思う。

竹迫委員：先ほど国の機関という発言があった。鉄筋コンクリートの庁舎，3庁舎とも耐用年数に近くなっている。国との調整をしていたら，2年，3年，5年はすぐ過ぎてしまう。そういうこと等からすると，隣に税務署があるが国の機関と合同でというのは現実的ではないと思う。

また，地理的中心，人口的な中心というのは瀬世，中福良あたりになるので，そこがいいかと思うが，現実的には，今までも市民検討委員会等でも，市の遊休資産，学校などいろいろ検討している。そういう中で，知覧農業振興センターがいいだろうという結論が出ている。

また，この知覧庁舎だけいじったらいいという問題ではない。これは穎娃庁舎にしても，川辺庁舎にしても，もう耐用年数が近くなっているので，これもいじらないわけにはいかない。資料の中でいろいろなプランも示されているが，新たに別な場所に新築する本庁方式は試算では41億5,000万円。現庁舎を取り壊して3庁舎を建て替える総合支所方式では69億2,000万円。3庁舎とも大規模改修をしても51億2,000万円という資料が出ている。幸いにして，交通の便とかいろいろそういうものは，いいところが旧飛行場台地の知覧農業振興センターにある。私はどこか別なところをとかという議論はもうすべきではないと思う。市民の代表である検討委員会も慎重に，長年かけて結論を出してくれている。市民の代表が選定して適当であろうというところが出ているので，これを十分に尊重すべきだと思う。この場所については議論の余地はないと思っている。

委員長：こうやって十分検討委員会のもとに提言されているので，改めて議会で提言についての場所の位置について，協議はいいのではないかという一つの御意見だと思う。

竹迫委員：協議をする必要はないということではない。どこがいいじゃないかという意見があれば、そこらを併せて議論してもいいと思う。大きな土地では別府中跡地は消えた。ほかの土地で、市の土地であるじゃないかとか、新たにあそこを買えとか、そういう意見があったら大いにここで議論していいと思う。

蔵元委員：竹迫委員が言ったように、位置に関しては、執行部側が進めて決めていく議論である。ただ、我々が、そういったことを議論したことがなかったので、そういう話合いも必要だということで、前回お願いした。さっき西委員が言ったことについては、ここに住む私としてはここに残ったほうが一番いいが、現実的には敷地的な部分でこの広さではとてもじゃないけれども、駐車場とかの確保が難しいのかなと思っている。いろいろな観点から見ると、今決まっている知覧農業振興センターが一番適当ではないかと思っている。まだ今から後に適当なすごくいいものがあれば、それはそれで考え直す必要があるが、現時点ではあそこだと思っている。

委員長：お二人の意見の中で、今の現時点で知覧農業振興センターの位置が妥当だという御意見である。ほかにいろいろな市有地、遊休資産を執行部も検討しながら調査したと思うが、議員の中でもここはいいのではないかなということがあれば、御意見はどんどん出していただいていいと思う。

ここで休憩をとって 45 分から再開します。

(休 憩)

委員長：再開します。新庁舎の位置について、知覧農業振興センターがいろいろ考えた上で望ましいという御意見とか、ここを解体して、またここに建てて、穎娃、川辺も利用したらいいのではという御意見等もあった。先ほど大倉野由美子委員から国の機関ということもあったが、内部検討委員会の資料の 22 ページで、こういった協議もされているようである。前回の総務課長からの説明で、国の機関からの申し出がないと一緒に建設するというにはならないということだった。

今後、関係資料をもとに発言する場合はページを言っていただけがあればありがたい。ほかに何かないか。

日置委員：認識を確認させていただきたい。この場でこの場所が適当という決をとるということではなく、議論を深めるということではどうか。それであれば、知覧農業振興センター跡地が、もし造るのだとすればいいのではないかと思う。一言で言えば大は小を兼ねるということである。もし建てるのであれば、これから 100 年を見据えたものを造らないといけない。そうなったときに、庁舎だけではなくて、例えば文化会館だったり、保健センターだったり、知覧農業振興センターなどを含めていろいろ建て替えが必要になってくると思う。そうなったときに、ある程度一か所にまとめることによって市民サービスの利便性が図れるのではないかと。知覧農業振興センターの広さは、庁舎を 1 個造るだけであれば、広過ぎだと思う。駐車場 800 台も要

らない。だけど100年間ということを見据えたときには、大は小を兼ねるといふか、あらゆる可能性を担保できる必要があると思う。なので知覧農業振興センターの跡地がいいというよりは、ある程度の広さを持った中心地にある場所がいいということを考えていたときに、私が思いつくものは知覧農業振興センターだと。もちろん、ほかの委員が言ったように、より最適な場所があるのであれば、広さと場所が確保できる場所があればそこがいいと思うが、思いつかないので、ここかなと。もし建てるのであれば。

委員長：日置委員から、庁舎だけにこだわらず、今後中心地となる場所にいろいろな公共施設をまとめていく上でも、知覧農業振興センターの場所だと今後の利活用にも有意義ではないかという意見であった。こういった意見でいいと思う。先ほど日置委員がどこまで協議するのかということについては、位置も、ここだったら妥当じゃないのかというのがあれば協議、議論していいと考えて3番目に載せてある。

取違委員：知覧農業振興センターでいいかなと思う。市民の皆様も、もうここに造るんだという方もかなりいる。これを今さら変えるとなると、全く逆戻りしてしまっ、基本構想も何もあったものではないという状況になると思うので、ここで進めるべきであって、これからも、広さは十分使えると思う。あそこは農業地帯でもあるし、必要であれば幾らでも土地は使えるような状況になってくると思う。防災などを考えた場合にも消防署が近くにあり、いろんな部分で役に立つ場所だと思う。いろいろな市の振興計画に対しても道路も整備されている。これらを含めて、一番最適な場所だと思う。市民もそう思っていると思う。私の意見としては、賛成でいく。

委員長：賛成、反対ではなくて、提言された中での知覧農業振興センターは位置としては、妥当だという認識でいいと思う。

内園委員：庁舎の在り方市民検討委員会が時間をかけて、各町に3か所ずつ候補地を出した中で、真ん中どころのあそこがいいのではないかと提言として上げてきた。合併のときも、一旦、穎娃町と知覧町と川辺町ということだったが、いつか穎娃町が外れた。そして枕崎市とするということだったが、やっぱり穎娃町と組んだほうがいいということで、また穎娃町が戻ってきたという感じで、この3町が南九州市となり、13年ぐらいになる。その中で、穎娃町の方に尋ねると、庁舎が川辺になると遠くなる。川辺町の方に尋ねると、穎娃町になったら本当に遠くなるから、中間どころの知覧町でいいのではないかという意見を聞いたこともある。今まで回りばんこで、こういう表現がどうか分からないが、運動会、出初式、成人式などをしたが、真ん中のところがいいということで知覧に落ちついたような気がする。場所としてはみんながそう考えてくれて、ここがよかろうというふうに提言が出てきたわけだが、知覧町の商店街のことを考えると、穎娃町の商店街のことを見たときに、なるほど廃れてしまうなというような感じがする。それを懸念して、知覧町の商店街から、反対の意見が出ているのかと思えば、それほどでもないというようなことがあ

る。そして、一番心配なのは、今言うべきではないのだろうけども、人口がだんだん減ってくる中で、財政的にコンパクトな庁舎で幾らでも増やしていける広さはあると思う。場所としてはここがせつかく決めてくれたところなので妥当じゃないかという意見である。

西 委員：場所というか、総体的に考えたときに、現在コロナ禍で大変な時代である。これがいつまで続くのか分からない。政府はテレワークを推進している。特に東京一極集中が弊害である。このコロナの発生件数については福岡にしても、大阪、名古屋、都市圏でもうそういうことだが、やっぱり一極集中というのは反対である。今の時代はテレワークもあるし、ウェブ会議もあるし、何でもパソコンを通じて、どこにいても仕事はできる。それを本庁舎で全部職員を集めて行政を進めるんだという考え方が時代遅れな気がする。我々も一般質問でテレワークの事業体を誘致出来ないかというような一般質問も結構あった。そういう意味では要するに350人の職員を一か所に集めて、行政を効率的にやるという考え方がどうも納得いかない。3町合併したわけなので、3町は同等に発展するようにということで合併した。先ほど知覧農業振興センターのところは非常に広いと。それは認める。だが、そこに全て一極集中して本当にいいのかと。例えば、高齢化して川辺、穎娃の高齢者が本庁まで行くのか。そういうのを考えたときに私は現実的ではないと思う。特に、今後は高齢化が進行する中で、本当に一極集中でいいのか、そこまで考えたときに、もう一回ここで議論をするのはいいのではないかと思う。

浜田委員：もう今の3町は合併して、メリットというのは全く見られない。従来は自分たちの役所は身近にあって、何か問題があったら相談ができると。高齢化になって、車の免許も取上げられる時代、交通の便も悪い、そういう中であって、将来をみた場合に高齢化はさらに進み、少子化は進む。その中であって、身近な市役所というのはなくなる。やはり分庁方式。今まで長年培ってきた市民同士の付き合い、自分たちの役所という思いがあるのが分庁方式である。それをあえて山の上の原っぱに新庁舎を、今、財政的将来性をみたときに、造る時期ではないと思う。

委員 長：浜田委員。造る、造らないの争点ではなくて、位置はこういうふうに提言されているが、それについて議論しようということなので、そもそも論ではなく、そこに絞っていただきたい。

浜田委員：位置については、市民から遠ざかる。あそこにするべきじゃない。分庁方式がいいということは身近な市役所であるということ。銭も持たない、借金をして、身近に市役所があるのもったいない。今頃、金も持たないのに、こういう議論をする時期ではない。今、身近なところの市政を進め、将来にわたって財政が豊かになる見通しをつけてから、箱物は造るべき。見通しの立たないうちに借金を重ね、将来の子供たちにツケを残す時期ではないと。財政の見通しをつけて、次の世代に渡すのが今に生きる大人の責任である。その責任を考えずに、ただ前もって決まってい

だからそこに造るという低次元ではなくて、踏みとどまって将来どうあるべきかと。そうならば今造るべきではないということを行っている。

委員長：他に御意見はないか。位置に関してはそれぞれの認識があり、御意見を出していただいた。そこも含めて今後、位置条例が出た場合は、最終的にはそれぞれの考えのもとにだと思ふ。ただ、提言があったその場所で果たしてどうなのかという議論は議会の中ではなかったもので、今日させていただいた。そこは御理解いただきたい。これで3番目の協議は終わりたい。

4. その他

委員長：その他について、特別委員会の会議録をホームページに掲載するというところで、私と副委員長と事務局と協議しながら作成に当たっていた。御手元に配付してあると思うが、このような形で、会議録をウェブに上げたいと思うがよいか。

日置委員：この点について、前回の委員会が終わった後に委員長と話をさせていただいた。私としては、会議録を上げるべきだと思っている。言葉の使い分けをすると、会議録とは喋った言葉がそのまま出てくる文章。会議要録は喋った内容がある程度まとめられた文章である。これから私がしゃべる場合これを使い分けていく。私は会議録を出すべきだと思っている。なぜならば、私たちがしゃべった言葉一つ一つというのは、それに意味があって、何かを要約するのは、どうしても何かは削られてしまう。そもそもこの要録というシステム自体は昔紙一枚一枚のお金がものすごく貴重だった時代にやっていることであって、現代ではウェブに上げるわけだし、反訳システムでそのままのものが出てくるので、より正確である会議録を上げるべきだという意見である。

委員長：前回8日に会議が終わった後、日置委員から私に、ウェブに公開するとなっているが進捗状況はという質問があった。会議録を上げるということで、皆さんに承認を得ているが、どのような内容でというのは皆さんで協議はしなかった。日置委員としては、本人の中で、会議録で全て公開ということで考えていた。私自身は委員長、副委員長で協議した中で、特別委員会なので、常任委員会も要点筆記である。委員長、副委員長をしている方は御存じかと思うが、会議録は、委員長、副委員長で確認して、会議録署名をして会議録に残ることになる。その上で、それを要点筆記でウェブ公開したほうが市民の方々も分かりやすいように作った。それが御手元にある。日置委員が言っていることも理解出来る。ただ、特別委員会で、その取り決めもない。この要点筆記でも十分、言葉も全て削除しているわけではないので、このような形でいいのかということで、皆様の御手元に配付した。この要約でいいかと思うが、日置委員は全部オープンにさせていただきたいという御意見である。何か御意見ないか。

蔵元委員：要約のほうがよい。内容が説明されればよい。こういう流れになっているというのが、あればいいわけで。もちろん会議録はあるので、それを開示請求すれば、問題なところも、もしあったとしたら確認はできる。今回の情報公開の目的では、広く市民の皆さんに内容を分かりやすく伝えるのがウエイトは高いかなと思うので、要約の方が分かりやすいと思う。中には長く、いろいろ意見を言われて、最後に、というのがある。それはずっと読んでいても、何か分からないところが出てくると思う。それより何を言ったかをまとめてもらったほうが、市民の皆さんには理解しやすいと思う。

日置委員：どちらにもメリットがあるなら、どちらも上げるのはいかがか。

竹迫委員：要点筆記でいいと思う。見る側は分かりやすいと思う。我々はいっしょにいても、何を言っているかという場合もある。なので、要点を絞って、意味が違くと駄目だが、それでいいと思う。

日置委員：これは、私は、かなりこだわりを持ってそうしたいと思っていて、ひとつ具体的な実例を挙げる。4年前に伊藤知事が、女性がサイン、コサイン、タンジェントを学んで何になると言ったとされることがあった。でも鹿児島県の総合教育会議の会議要録には、それは載ってない。なぜかという、それを要約した人が、そこは重要ではないと受け取ったからである。私たちは、伊藤知事が本当は何と言ったかももう金輪際誰も知ることはない。これは、会議録ではなかったから起きてしまったことである。もう一つ例を挙げると、何年も前のことだから時効だと思うが、ほかの方があることについて、ある課長に質問をした。ある課長がこう言った。個人的な意見としては、それはしないと思う。それについて、実は委員会の会議録に載っていない。念のためにいうと、これは事務局を責めているわけではない。まとめる以上、必ずそういうことが出てくるのは仕方ない。ただそれについて、当時の事務局長菊永局長ではない事務局長に言ったと思うが、メモに残っているので間違いのないと思うと言ったときには、それはもう会議録の内容が全てだからという話になった。その後の飲み会で、その課長に言いませんでしたかと言ったらやっぱり言ったと言っている。それが大事と思うか、大事と思わないかというのは、主観である。それをオープンにしない理由が私には正直わからなくて、どうしても分かりやすいやつがいいって言うのだったらどっちも上げればいいと。私にとっては妥協案である。オープンにすることでやましいことは誰にもないはずだし、一言一句そのままオープンにしたほうがいいと思う。それが何のあとくされもないことだし、庁舎建設がもし否決されたら10年20年30年続く課題になるわけだから、しっかりとオープンにしていたほうがいいと思う。市民の皆様にともしっかりと分かるようにしたほうがいいと思う。

委員長：日置委員の中では、やはり会議要録ではなくて会議録という御意見があった。それは日置委員の思いである。公開するときに会議要録か会議録かというのは最初の

時点で協議をしていなかったのが、今日、協議している。私の見解の中でやはり特別委員会の中で、先ほど蔵元委員が言ったように情報公開の開示の中には会議録というのは残るし、それを見ればいいのかと思う。一言一句という部分を、大事か大事ではないかということではなくて、市民の方々にこういうことをちゃんとお知らせするという上で、分かりやすいように説明するには、会議要録をウェブで公開すべきではないかと思っている。日置委員はどうしても両方を載せていただきたいという思いもあるが、特別委員会の中ではウェブに要録を載せることでいいと思うが、皆さんにお諮りしてよいか。

浜田委員：日置委員が言ったのは正論である。会議録を提示したほうが正解である。人間がすることであって、その人の主観で言葉を選別するから、議事録というのは、正確に相手に伝えるために残すわけなので、議事録を提示する方式でいいと思う。

大倉野（由）委員：日置委員の御意見が本当にそういった意味では市民の皆さんに分かりやすいことにもなるはずである。要録は作業される方に任される格好になるので、皆さんから出た意見がきちっと反映されているかということ、そうではない側面が今までもある。ぜひ、大事な特別委員会なので、会議録にさせていただきたいと思う。

委員 長：要点筆記なので、その会議の中での意見は出されている。御手元に配付してある要約されたものを見て頂きたい。何らかのおかしい意見を削るわけではない。全て載せるということであれば、似たような形の意見もずっと出てくる。紙ベースではないので、全て反訳システムで載せれば出来るという御意見もあるが、要点筆記のこの会議録でウェブで上げたほうが、市民も分かりやすいと思う。会議要録でウェブに上げるのか。全てを載せた会議録でウェブに上げるのかという二つに絞ってよいか。日置委員が妥協で両方ということもあったが、要約か、全部上げるかということによって皆さんにお諮りしたい。

（「はい。」と言う声あり）

委員 長：全部公開の会議録がいいという方は挙手していただきたい。6名である。要点筆記のほうが多数ということでそのようにさせていただく。

日置委員：それであれば、お願いとしては、一つの文書を丸ごと削ることは無しにさせていただきたい。例えば同じことを一つの文書で何回も繰り返していると。一つの言葉で。そういうことはあるだろう。だけど発言そのものがなくなるということは無しにさせていただきたい。どことは言わないがそういうところも、この会議録でもあろうかと思う。発言そのものを削るということは無しにさせていただきたい。これはどうか。

委員 長：重複した発言もそのまま載せていただきたいということか。意見の中で、似たような言葉で。

日置委員：いや、そうではない。

委員 長：そもそも発言を消すということではなくて、その方の発言で要約しているが意見としての部分は出していると思うが。

日置委員：私の理解では出していない。要約だとかこういうことが起きてくるから、こういうことを言う権利があると思う。

委員長：この点についてはどうか。

日置委員：言葉そのものを削るのは、無しにさせていただきたい。

委員長：発言は消していない状況で、会議要録を作成しているが、日置委員の中では、皆さんに確認の意味で出した会議要録の中で削られている部分があるので、発言の部分は削らないでほしいというところでよいか。

日置委員：はい。

今吉委員：発言の部分は削らないでほしいということは、自分が言ったことは全部、会議録にしてくれということと一緒にではないか。そこは委員長、副委員長、事務局が、このようにちゃんと要約しているわけだから。もし私が同じこと2回言った。そしてまた別に関係ないことを質問してしまったと。そうした場合も全部入れるということか。そういうのは委員長、副委員長、事務局に任せたらいいと思う。ちゃんと市民に分かるように作るわけだから。このように、分からないように作るわけではないから。作る方としても理解されるように要点を整理して文書も考えているわけだから、一言一句掲載する必要はない。

委員長：議員必携の中に書いてある。委員会の記録として、これも特別委員会なので委員会である。その中で、要点筆記でも構わないと書かれている。委員長、副委員長が言葉を精査するわけではなくて、分かりやすい会議録で、ICT、情報発信を進めるといって出しているのだから、その理解のもとにこういう会議要録を作成させていただいているので、それでよいか。

日置委員：まず要録でいい。ただ決まったことだから文句を言うつもりはない。私が言っているのはこういうことである。例えばA、B、A、Cという発言をしたとする。Aと2回言っている。だからこのAは1回でいい。それは同意である。だけど言ったBという内容が削られては困るという話をしている。このBという内容が削られるようなことがないようにしていただきたいと申し上げている。これについては御同意いただけるのではないか。

委員長：そのような形で作成しているのだから、その意味で、日置委員は確認で言ったということではよいか。

日置委員：いいえ。必ずしも作成されてないと思っている。それは仕方ない。要録だから。でも、そうしていただきたいということである。

委員長：日置委員の主観的な意見だと思う。

大倉野（由）委員：前回の会議要録をいただいた。前回の会議要録を見て、私が前回、地方自治法との関係の発言をしたと記憶しているが、その発言が抜けている。これはどういうことなのかお尋ねしたい。要録について、発言をした議員がそれぞれ2度3度と同じようなことを言っていれば、それはその旨書いていただければいいと思う。

が、発言した中身が書かれていないのではないかと思った。前回、地方自治法4条との関係で逐条解説があるという話をしたはずである。

事務局長：大倉野由美子委員の発言は、前回の1月8日の発言である。その中で、自治法の第4条を発言している。今、御手元にあるのは12月の会議録である。ここを勘違いされているのではないか。先ほど来申し上げているように、発言をそのように取消している要録ではない。事務局は趣旨が違わないように、分かりやすい表現にしている。先ほど来皆さんが御判断いただいたように、要録での公開にさせていただきたい。

（「はい。」という声あり）

委員長：他にないか。

上赤委員：皆さんにも確認して欲しいところがある。前回の財政シミュレーションの説明で、繰入金や地方債などの説明があった。説明を受けたところでは、財政的には健全財政であるという説明で特に問題はないと私は理解した。しかし、先の12月の一般質問の中で、例えば日置議員が、令和元年度の決算の実質単年度収支が8億7千万円の赤字であると。これは合併後最大の赤字額、そして赤字は4年連続であると質した。その中で市長は、コロナ禍を考慮すると令和3年度決算では財調の目標額を割り込む試算となるという答弁があったかと思う。また他にも西議員から財政の見通しに対して質問があった。税収の減少や人口減少によって交付税も減少するという事で本年度も財政調整基金の繰入れが10億円を超えていて財政見通しについては本当に厳しいものがあるという市長の答弁であった。今回の一般質問、いろいろなものを総合的に鑑みたときに、前回の財政シミュレーションの説明を私は健全財政である、特に財政的な問題はないと説明だけを聞いたら思ったが、そのところはどうかだったのか。私が勘違いしている部分があるといけないと思ったので、皆さんの御意見もお伺いできればと思う。

委員長：上赤議員から財政シミュレーションの説明で、財政的には大丈夫であるという認識をしたが、一般質問を聞く限りではちょっと厳しいのかなという思いもある。皆さんの御意見をお聞きしたいというところであるが、これについて何かあるか。今日、協議していただいて、位置条例の申し出を行う。タイムスケジュール的には、まだ特別委員会は今後も続くので、上赤委員からあったように、皆さん、どういった認識を持っているかという協議、意見交換というのは必要であると思っている。今後やってもいいと思っているが、それでよいか。それを含めて、次の委員会の日程や何をするか、例えば執行部の出席を求めるのであれば調整もあるので、その部分については、私と副委員長で日程等は調整をさせていただきたい。次の調査項目でこれを議論協議したらどうかという御意見があれば、出していただきたい。前回の意見も含めて調査項目案を御案内したいがそれでよいか。また、次のテーマを決めて終わりにするか。この二つでどちらがよいか。

大倉野（由）委員：このまえ財政資料を出していただいたが、重ねて資料のお願いがある。
合併時からの10何年の決算の一覧表がいただきたい。

委員 長：いつの決算の資料をいただきたいのか。

大倉野（由）委員：合併時から毎年の決算が分かる一覧表をつくっていただければありがたい。それと前回の資料2ページの義務的経費の中身で、義務的経費、人件費、扶助費、それぞれ減額になっているが、人件費について令和2年度と令和9年度の数字、具体的に人件費が、職員がどうなるのか。数のことである。それと扶助費についても、この減額になるという説明を再度いただきたいと思う。

委員 長：再度財政的な説明をしてほしいという御意見か。

大倉野（由）委員：そうである。

委員 長：今、大倉野由美子委員から、合併から現在までの決算の一覧を資料要求したいという意見があったが、皆さんこれが必要か。

日置委員：お互いに礼節を持ってやるべきだと思っている。決算はホームページにも公開されているし、議会だよりを見れば分かる。人員のことについても適正配置計画という形を出してくれている。誰もが見られるところに。私たちが自分で調べてみてどうしても分からないところについてお願いする分には、胸を張ってやるべきだと思うが、少し調べて分かることを請求するのは恥ずかしいことだと思う。

委員 長：私も同じ意見である。今まで再三、大倉野由美子委員には言っているが、理解していただきたいと思う。そこは指摘で言っているわけではなくて、自分たちで調べられるところは調べていただきたいと思う。これは特別委員会だけではなくてほかの活動においてもである。よろしくお願いしたい。

その他で、先ほど私が言った、次の日程と協議内容は委員長、副委員長で一任いただけるのか、ここを調査していただきたいというのがあれば、御意見をということで求めているがそれについてはよいか。

日置委員：鉄筋コンクリート構造で長く使っている事例と、新しくいい庁舎を建てたという事例等を一つずつ自分たちで調べてみるのはどうかという提案である。この委員会では、建てる、建てないという、どちらの選択肢をとるのかということの結論を得ないわけなので、どちらの選択肢をとったらどうなるのかということを考えるのはどうか。建て替えるとすれば、例えば新しい時代を見据えたいいい庁舎がどこかにあるかもしれない。建て替えないとすれば、戦前から鉄筋コンクリートで使われている庁舎が結構あるので、この庁舎がまだ使えるかもしれないという可能性も当然考慮すべきだろうと思う。どちらも選択肢に入れるのであれば。その一つずつをテーマとして挙げるのはどうかという提案である。

委員 長：この間、耐震についても免震についても出た。今後、調査事項にもそういったものを入れたらどうかという御意見だったと思うので、次の委員会については、私と副委員長と事務局で調整して協議をさせていただきたいと思うがそれでよいか。

(「はい。」という声あり)

委員長：ほかにないか。

加治佐委員：位置条例の改正の議案の上程についての申し入れは、いつごろ出す予定か。

委員長：先ほど承認をいただいたので、決裁後、提出ができる日が来ればすぐ提出したいと思う。

事務局長：申入れ書の文面については先ほど協議いただいたので、そのように修正をして、本日、特別委員長の決裁をいただければ、今日付けで執行機関に提出は可能である。また、そのつもりである。

その他、事務連絡がある。2月3日水曜日に全員協議会を開催する予定である。総務課で全協の説明案件を集約中であるため、その内容については申し上げられないが日程調整をお願いしたい。後ほど文書を差し上げる。

委員長：全協は2月3日に日程を組むので、スケジュール調整をお願いしたい。他にないか。

(「なし。」との声有り)

委員長：これで第4回新庁舎建設に関する調査特別委員会を終わります。